

議案第4号

西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件

西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等  
実施規程第4条の規定により、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーを下記  
のとおり選任する。

令和2年5月19日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松司郎

記

1 被選任者 佐藤 真

関西学院大学 教育学部教育学研究科 教授

2 選任年月日 令和2年5月19日

3 任期 令和2年5月19日から令和3年3月31日

以上

関西学院大学 教育学部教育学研究科（博士課程前期・後期課程）

佐藤 真（さとう しん）教授 略歴

【学歴等】

東北大学大学院教育学研究科博士課程  
兵庫教育大学大学院講師・助教授・教授・学長補佐  
放送大学大学院客員教授から現職

【専門分野】

教育学（教育課程論、教育方法論、教育評価論、授業研究論）

【理事】

日本カリキュラム学会常任理事  
日本学校教育学会理事  
日本生活科総合的学習教育学会理事  
日本特別活動学会理事、等を歴任

【委員等】

中央教育審議会専門委員  
中央教育審議会「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」委員  
文部科学省「学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等」協力者  
文部科学省「教育研究開発企画評価会議」委員  
文部科学省「研究開発学校」運営指導委員  
文部科学省「道徳教育に係る学習評価の在り方に関する専門家会議」委員  
文部科学省「生徒指導提要」執筆協力者  
文部科学省「学習指導要領解説・総合的な学習の時間編」作成協力者  
国立教育政策研究所「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善に関する調査研究」協力者、等を歴任

【著書等】

「ポートフォリオ評価による通知表・指導要録の書き方」（学事出版 2001）  
『「総合的な学習」の実践と新しい評価法』（学事出版 1998）等多数

西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等  
実施規程

(平成21年7月8日)

(西宮市教育委員会訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）等の実施について必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 点検及び評価は、委員会が委員会の権限に属する事務事業について、市の事務事業評価制度を活用して実施するものとする。

(公表等)

第3条 委員会は、前条の規定により実施した点検及び評価の結果を、市の事務事業評価結果報告書により、議会に提出するとともに、市のホームページで公表するものとする。

(学識経験者の知見活用)

第4条 法第26条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、委員会の権限に属する事務の管理及び執行に携わる者以外の者で、教育に関して公正な意見を述べることができるものの中から、委員会が選任する。

3 アドバイザーは、委員会が点検及び評価を実施するに当たり、その方法、内容等について、意見を述べるものとする。

4 委員会は、アドバイザーの意見を、点検及び評価に反映するよう努めるものとする。

5 アドバイザーの任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。

6 アドバイザーは、再任することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年7月8日から実施する。

付 則

この規程は、平成25年5月8日から実施する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等実施規程の規定は適用せず、改正前の西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等実施規程の規定は、なおその効力を有する。

## 令和元年度 西宮市事務事業評価 意見書

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

主席研究員 善積 康子

### 0. はじめに

今、学校教育は持続可能かどうかの岐路に立っているとの認識から、文部科学大臣は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を中央教育審議会に諮問し、今年の1月に答申が出された。そのなかで、学校における働き方改革を確実に進めるためには、教師一人一人や学校の取組も重要だが、文部科学省及び都道府県教育委員会、市区町村教育委員会などが今以上に本気で取り組むことが必要であるとしており、教育委員会の事業実施において留意するべきことが多く示された。

のことから、事務事業評価について意見を述べるに際し、特にこの提言の内容を踏まえつつ、全体に特徴が見られる事業をいくつか取り上げ、コメントしている。

### 1. 施設維持管理・施設等整備

#### 【学校維持管理事業】【学校施設整備事業】【教室不足対策事業】

各事業では、進捗を適切に管理されており、計画的に対応されている点は評価できる。児童・生徒が一日を過ごす場所である学校の環境を着実に改善することは重要である。昨年度の大坂府北部地震での児童の死亡事故を踏まえ、緊急点検と対応工事を速やかに実施されていることを評価したうえで、さらに評価シートに記載されているように、学校施設長寿命化計画に基づく対応を、予算取りも含めて着実に実現していただきたい。また学校数が多くどうしても教室不足となるなかで、仮設教室で過ごさざるを得ない状況ができるだけ速やかに解消するよう取り組まれることをお願いしたい。

「自主・自律の学校応援事業」により業務が複雑化、増加している点は課題であるが、各学校・園が運営方針の実現に向けて必要な環境を整えたり、日常的に抱えてきた環境面での課題に取り組んだりすることが可能となり、本事業実施の意義は高く、かつニーズも高いと考えられる。具体的な課題表記がないため推測になるが、事務処理などの手続きの見直しやシステム化などの対応、学校事務職員との連携など対策を検討いただき、持続していただきたい。

### 2. 施設管理運営

#### 【郷土資料館管理運営事業】

郷土資料館事業参加率は実績が低下しているが、会場を移動したことでの結果である。対策として“適正な会場の規模に戻す”とあるが、人気の講座であるような

ので、広報の充実が必要なのか、会場の選定の問題なのか、未達の要因分析をされて、さらに多くの市民が参加できるような前向きな運営を目指していただきたい。

小学校団体の利用率は100%になることがこれまでないようなので、真に100%を目指すのであればそうなるための学校への働きかけが必要であるし、そこまでの必然性がないのであれば8割9割ぐらいを目標としてもよいのではないか。

映像記録作成事業はコスト増の要因とされているが、市の重要な財産となるものなので、作成後にどのように市民に展開していくか、活用方法を十分に検討されてその内容を表記することが望まれる。

#### 【図書館管理運営事業】

新図書館事業計画が策定されており、次の段階を見据えた運営をされている状況である。事務事業評価シートには記載されていないが、図書館の事業として障害者への支援や高齢者などの来館が難しい市民への支援といった、多様な利用者への丁寧な対応を実施されている。こうした支援を表現する指標を設定し、目標達成に向けての取組とつなげてPDCA管理されれば、図書館の役割を広く市民に伝えることにもなり、図書館利用のすそ野をより拡大することにつながるのではないか。

### 3. ソフト事務法令等有

#### 【文化財保護関係事業】

文化財消防用設備設置保守点検事業については毎年目標未達となっている。これは目標そのものが達成不可能なものなのか、計画性の問題なのか。未達の理由を明記されたうえで、目標自体を見直されるか、実施方法を工夫されるか、いずれかについて記載された方がよいと考える。

#### 【特別支援教育事業】

インクルーシブ教育推進が求められているなかで、丁寧な取組をされているようで、個別の指導計画は順調に達成率を上げている。達成率が伸び悩んでいる教育支援計画の作成は、関係機関も多く作成に時間がかかると推察されることから、情報の共有方法、データの引き継ぎなどで工夫し、少しでも効率的に情報を整理するなど、作成率を高める工夫を記載されてはどうか。また学校協力員は、地域の協力を得ることで教員の負担感の軽減につながると考えられ、とても評価できる取組であり、一層取組を進めていくことを期待したい。

#### 【研究・研修事業】

教職員の研究・研修事業は、資質の向上のために必要なことではあるが、一方で、業務時間の増加や負担感を増す背景ともなっている現状がある。研究事業について

は、中央教育審議会からの答申<sup>1</sup>では「内発的な研究意欲がないにもかかわらず形式的に続けられる研究指定校としての業務について大胆な見直し・削減が必要」といった趣旨が示されている。研修方法についてe-ラーニングなど研修の方法や回数・内容などの見直しを行うとともに、研究事業については、指定することでの無理が生じていないか、確認をしていくことが求められている。こうした背景から、指標として研究事業実施について、教職員の評価を確認することなどが考えられる。

#### 【学校保健管理事業】

子どもの心の健康増進はもとより、教職員の精神面での支援なども必要性が高まっており、本事業は重要である。指標を見ると、事後のアンケートにおける評価しているという回答割合が減少している。今後の改善策に示されているように、コンサルテーションの有効性について、各学校園の評価が漸減している背景を分析していただき、改善につなげていただきたい。また中央教育審議会の学校の働き方改革の答申では学校の労働安全衛生管理の充実が必要としており、例えば学校の設置者は教職員のストレスチェックが適切に実施されるよう取り組むべきとしている。こうしたことを踏まえ、指標として教職員の精神保健の推進についても設けられてはどうか。

#### 4. ソフト事務法令等無

##### 【青少年育成事業】

青少年リーダーの目標値が大幅に下がっており、人材の確保の難しさが伝わってくる。評価シートでは関係機関との連携を対応策として掲げている。例えば大学生などは授業評価につながるようであれば参加してくることも想定され、関係機関との連携は、働きかけ方次第で効果を挙げる可能性があるのではないか。既に検討されていると思うが、取組の方策を立てられて、目標値を元に戻せることを期待する。

##### 【青少年補導関係事業】

学校の働き方改革が求められるなかで、中央教育審議会の答申では、『放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応については、地域や学校の実情に応じて、教育委員会が実施する必要性を含め精査した上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等学校・教師以外の主体に積極的に移行していくべきである』とされている。

実現に向けては保護者や地域社会の理解が必要であり、実際の補導活動だけではなく、家庭教育事業との連携などで説明機会の確保や広報などを行っていくことも

<sup>1</sup> 中央教育審議会の答申・・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を指す

検討するべきである。また導入される学校運営協議会のなかでも十分に検討できるよう、連携が必要である。

#### 【家庭教育関係事業】

家庭教育出張講座参加者数が対前年比2倍と健闘している。学校などに家庭教育が担うべき役割まで期待してしまう保護者も見られるなかで、家庭の役割をしっかり認識いただくことが必要である。特に教員の働き方改革を進めていくうえで、家庭の理解と協力は重要であり、PTAとの連携を強化し事業の効果を高めていくことが求められる。

一方、講座などに参加しない方々への働きかけ方については、SNSやメールなどの媒体を活用するなど工夫の余地があるのではないか。またPTAの役員の負担を軽減することは組織の活性化にとって大事であり、運営方法などについての協議はぜひ進めていただきたい。

#### 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】

これからの中学校運営において重要な位置づけの事業と考える。地域ボランティアの協力により充実してきた事業で担い手の高齢化・固定化が課題となっていることから、地域の負担軽減を進めて参加者を増やしていくことは必須である。地域から見ると同じような内容の取組であるにも関わらず、事業が違うからとして依頼されることは地域にとって負担に感じるため、同種・同目的の事業があるのであればその削減・整理は重要なテーマである。学校運営協議会制度に移行するのであれば、学校運営に地域の声を生かし、かつ地域と一緒に特色ある学校づくりを進めていくことになるため、学校側の理解も必要となる。学校側にも地域連携担当職員の配置などを進めて、教職員の負担の軽減にも配慮することが必要ではないか。

#### 【学校情報化推進事業】

ICTの導入について積極的に取り組まれており、教職員の利用する力を高めるように取り組まれている点など評価できる。また、保守管理の体制を整えている点は高く評価できる。引き続き、ICT機器の必要量の確保と活用ができる教職員の育成を進めていただきたい。併せて、昨今スマートフォンやSNSが介在する児童生徒間の様々な心痛む事案が増えているなかで、現在実施されているネットパトロール事業を継続されるとともに、児童生徒がICT活用のルールやマナーを学ぶことにつなげていただきたい。

#### 【生徒指導事業】

取り組まれたことの効果が現れており、拡充の方向性は頗もしいと感じる。外部

から学校現場を支える仕組みとしては充実している。さらに取り組むとすれば、学校現場での教職員の対応力の向上などが考えられる。問題を早期に発見しチーム対応につなげていくのは教職員であり、また教職員の言動によっては生徒や保護者との信頼関係構築が難しくなる場合もあることから、教職員自身が適切な判断や行動を取れるように、コンプライアンスや社会的な環境変化などについて一定の理解を持つような研修なども必要ではないか。

#### 【基礎学力向上事業】

学校での学びの指導員の活用ができたという回答校数が 62 校に満たず、さらに平成 30 年度において減少している実態があるなかで、IV. 事業実施の点検の項で『学びの指導員は学校において有効的に活用されている』という記載があるのは矛盾を感じる。

人的配置の意義はあると考えられるが、コストも増えるため、効果を高めることは重要ではないか。有効に活用できていないという学校の実態を把握されて、活用できている学校の方法論の共有化など、次の手立てが見えるように今後の方針に記載されてはどうか。

#### 【小学校学習指導推進事業】

合同音楽会は西宮市の特徴的な取組であるが、事業の成果や効果を表す指標として出場児童数や文集の掲載学校数のみとするのには違和感があり、天候による未達は仕方がないが、文集の指標も、そもそも別的方式で実施しているので指標としては意味がなくなっている。

今後の改善策に記載されているが、こうした事業の実施には教職員・保護者に多くの負担がかかることが想定され、他の市内合同行事と併せて実施することの検討などは有効と考える。子ども自身の評価や保護者の開催に対する評価、開催までの教職員の投入時間の削減などを指標または目標として記載することが考えられる。

#### 【中学校学習指導推進事業】

内容が幅広く、また充実した取組である。指標をみると、出場生徒数と目標生徒数の関係がわかりにくく、1,200 名を目標とする考え方を記載されてはどうか。また中学校は部活動などで教職員の負担があるが、さらにこれだけの事業を実施するには教職員などの負担がますます大きくなると推察される。今後の改善策で部活動も含めて対策が記載されていることは評価できるので、小さなことも含めて改善策を見つけて実施することをお願いしたい。

#### 【高等学校学習指導推進事業】

西宮市の特徴ある事業であり、市立高校の存在感を強く感じる。数値目標に向けて実績も年々上がっており、成果が認められるが、教職員の負担についても配慮し、部活動の支援などにもより一層取り組まれることを期待する。

#### 【小学校体験活動事業】【トライやる・ウィーク推進事業】

両事業ともに全県的に実施される事業である。事務的な負担が多いことから、今後の改善策は「現状維持」とされているが、事務量が軽減できるように手続きや資料作成などの合理化ができるかなど、方策を検討されてはどうか。

また、学校現場にとって事務的な作業負担が大きい事業でもあるが、業務改善のコンサルティングで学校現場に関わる立場から見ると、毎年実施する業務であるため、実施のための資料や情報、改善点を前年度に作成して次年度に引き継ぐことなどで効率化することが可能な事務もあると感じている。そうした助言や環境づくりを教育委員会として支援されてはどうか。

#### 【国際教育事業】

小学校の英語授業必修化を見据えて、現場の教職員のサポートを充実することは必須であり、ALTの確保に力を入れている状況は評価できる。また日本語教室の需要が高い様子もうかがえ、対応の充実を図っている様子も評価できる。今後の改善策に記載されている内容を実現していただきたい。

#### 【入園関係事業】

2019年10月から幼児教育・保育無償化がスタートする予定であり、2020年度以降自治体負担が生じる方向が国より示されている。また無償化対象が3歳からであることや、就学前の障害児の発達支援も対象となるなど、公立幼稚園の運営やニーズ量の変化といった様々なところに影響を与えることが想定される。今後の改善策に記載されているが、国の動向を見ながら費用や手続き面での対応など方針を立てて計画的に対応していく必要がある。

### 5. おわりに

家庭の状況や個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進み、またICTの普及やSNSなどを介したコミュニケーションの増加など、社会環境が大きく変わってきているなかで、学校・園を取り巻く教育課題に対応していくためには、実施方法・体制などの見直しや有効なICTなどのツールの導入と活用、人材の確保と育成、学校外の資源との連携などを、これまで以上に踏み込んで取り組む必要があり、ある意味抜本的な改革が必要となっているといえる。

将来を見通した施策・事業の運用が重要であり、必要なところには投資も行いつつ、これまでの方法論や判断基準をそのまま踏襲するのではなく、また各課が個別に事業を実施することではなく、相互に連携しながら一体となって学校・園を支援されることを期待する。

そして、学校の働き方改革は待ったなしの状況であり、文部科学省からは「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も示されている。教職員が子どもたちの指導により専念できるように、教育委員会を挙げて環境整備に取り組まれることをお願いしたい。